

## 6. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 6-1 新たに建築される建物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

### 6-2 耐震診断済及び耐震改修済表示制度の活用

民間建築物で、不特定多数の方々が利用する建築物の耐震化を促進するため、耐震診断の結果、安全が確認された建築物や耐震改修を行った建築物について、安全であることを表示する制度が創設されることから、この活用を検討します。

### 6-3 整備プログラムの作成

市有建築物の耐震化対策について、重点的・優先的に耐震化すべき建築物等に関わる基本方針をもとに、庁内の関係各部課局との調整協議を進め、整備プログラムを作成します。